

【 検査 】

359 卵巣癌疑い等に対するCA19-9の算定について

《令和6年11月29日》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名に対するD009「9」CA19-9の算定は、原則として認められる。
 - (1) 卵巣癌疑い
 - (2) 肝内胆管癌疑い
 - (3) 原発性肝内胆管癌疑い
 - (4) 転移性肝癌疑い
- ② 次の傷病名等に対するD009「9」CA19-9の算定は、原則として認められない。
 - (1) 乳癌疑い
 - (2) 前立腺癌疑い
 - (3) 原発性胆汁性胆管炎疑い
 - (4) CA19-9高値
 - (5) 肝細胞癌疑い
 - (6) 原発性肝細胞癌疑い

○ 取扱いを作成した根拠等

CA19-9は、膵癌、胆嚢癌、胆管癌などで高い陽性率を示し、消化器系癌の腫瘍マーカーとして使用されている。また、消化器系以外では卵巣癌でも高値となる。

以上のことから、①の傷病名に対するD009「9」CA19-9の算定は、原則として認められると判断した。

一方、②の傷病名に対しては、他に有用な腫瘍マーカーがあること、また、CA19-9高値は病名として不適切であることから、原則として認められないと判断した。